

センターの公益法人化について

御承知のとおり、政府において、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の一環として、昨年来、独立行政法人の全面的な見直しが進められてまいりましたが、その結果、昨年12月24日（月）に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。

同計画では、「事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体で実施させることができるものについては、民営化を行う。」との基本的な考え方が示され、センターにつきましても、「3点の枠組みを維持した上で、法令に基づき特定の業務を行うものとして国からの指定された公益法人とする方向で検討する。」ことになりました。（下記「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）抜粋」参照）

センターと致しましては、公益法人へ組織形態を変更した場合でも、海上保安庁から引き続き全面的な支援を受けつつ、現行と全く同様の業務を実施することとしていることから、これまで同様、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、重要な役割を果たしていくことができるものと確信致しております。

しかも、今後は、事業費の削減等の独立行政法人に係る制約等がなくなることから、自己責任の下、より自由度の高い業務展開を図ることができるものと考えております。

なお、整理合理化計画では原則として平成22年度末までに必要な措置を講ずることとなっているため、今後、センターの公益法人化に向けた具体的な作業を実施していく予定と致しております。

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）抜粋

海上 災害 防止 センター	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効率的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。</p> <p>緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施</p> <p>上記 に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補填</p> <p>防災基金への国の関与</p>